

地域づくり委員会開催要領

第1 趣旨

この要領は、地域づくり委員会開催要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

第2 実施内容

1 開催時期等

- (1) 要綱第2に規定する開催の時期は、7月1日から7月31日の間とする。
- (2) 開催する回数は、委員長の求めに応じて任意の回数を開催できるものとする。
- (3) 開催日時については、委員長と地域担当職員で協議し決定するものとする。

2 内容等

- (1) 要綱第3に規定する内容は、次に掲げるものとする。
 - ア 各委員が持寄る地域の懸案事項を検討し、解決策を協議するものとする。
 - イ 市からの提案による協議事項について検討し、解決策を協議するものとする。
 - ウ その他委員長が必要と認める事項
- (2) 事業要望は、委員長が取りまとめるものとする。

第3 広域的な取組

1 広域的地域づくり委員会

- (1) 要綱第7に規定する広域的地域づくり委員会は、広域的に協議すべき案件を有する地域づくり委員会（以下「委員会」という。）の委員長の求めにより、地区自治連役員、真田地域振興課と開催を協議することができるものとする。
- (2) 真田地域振興課が各委員会から提出された要望事項を取りまとめたなかで、広域におよぶ課題が顕在化した場合も前項と同様に開催を協議できるものとする。
- (3) 広域的地域づくり委員会の委員長は、地区自治連の会長が務めるものとする。
- (4) 招集する範囲、関係機関は、第1号及び第2号の規定による協議により決定し、広域的地域づくり委員会の委員長が招集するものとする。

2 その他広域的地域づくり委員会の開催に必要な事項については、地区自治連役員と真田地域振興課が協議するものとする。

第4 その他

委員会の実施上必要な事項については、真田地域自治センター長が別に定めるものとする。

第5 要望事項等

1 提出書類

要綱第8に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 地域づくり事業調書 別記様式第1号（市に対する要望）
- (2) 地域づくり要望書 別記様式第2号（国・県、その他への要望）
- (3) 位置図（A4版で作成、縮尺は任意）

2 留意事項

提出書類の作成にあたっては次に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 委員会で出された要望等の全てを事業調書や要望書に記入するのではなく、自治会総意の要望を取り上げる。
- (2) 事業調書及び要望書については、担当課が現場確認を行い事業の必要性を判断することから、要望事項を必要とする理由、現状を簡潔に明記する。

- (3) 地域づくり事業調書については自治会での優先順に、「新規」・「継続」の別、計画の種類（道路・水路・交通安全・防犯・社会教育・農業・その他）、事業箇所名を記入する。
（初めて要望する事業を「新規」、以前から事業開始されているもの及び前年度も要望している未実施のものを「継続」とする。）
 - (4) 担当する課の判断が難しい事業箇所・内容の場合は、必ず、担当課と思われる課に確認し、担当課を記載する。
 - (5) 地域づくり要望書は、国・県への要望及びその他の地域づくり事業調書に記入できない要望等について記入する。
 - (6) 位置図は、図面上に要望箇所を明示する。なお、道路・水路等に関するものは起点・終点を明確に記載する。
- 3 提出期限
要綱第 8 に規定する提出期限は、令和 6 年 8 月 1 日とする。
- 4 回答書類
要綱第 8 に規定する回答は、要綱第 8 に規定する提出書類の各回答欄に記載し、委員長あて文書にて回答するものとする。